

保育所・こども園(2.3号認定)継続利用の手続きについて

本市では、子ども・子育て支援法第30条の7に基づき、保育の必要性を確認するため、年1回、現在保育所等を利用しているお子さまを対象に現況調査を実施しております。

つきましては、以下のとおり書類のご提出をお願いいたします。

なお、提出期日までに書類を提出されなかった場合や保育の必要性が確認できない場合には、継続利用ができない場合がございますのでご注意ください。

提出が必要となる方

令和7年度に在園している市内在住の児童で、翌年度以降も同じ施設へ入所希望する方
※令和7年度中に退所を希望する方(転園含む)はお通りの園に退所届をご提出ください。

書類の提出期限および提出場所について

提出期限 各園による(※園にお問い合わせいただき、指定する日までに提出ください)

提出場所 お通りの保育所・こども園

継続利用に必要な書類について

①家庭状況届出書 …… 1世帯1枚

利用時間については現在の利用内容をご確認ください。

②保育の必要性を確認する書類 …… 父母各1部

※同一家庭に新規申込の児童がいる場合は写しをご提出ください。

(新規申込書類の方へ原本を添付してください)

保育を必要とする事由	必要な書類
就労(内定者も含む)	就労証明書 ※事業所が記入したもの
育児休業中	就労証明書等(育児休業の取得について記載のあるもの)
妊娠・出産	母子手帳の出産予定日が記載されているページの写し
求職活動	求職状況(起業準備)申立書
疾病	疾病証明書 ※病院の様式の診断書でも構いませんが、保育ができない旨の記載が必要です。
障がい	障がい者手帳の写し
災害	罹災証明書
就学	在学証明書(在学期間について記載のあるもの)

※就労の場合は、月64時間以上の就労時間が必要です。

※求職活動の場合は短時間のみの認定になります。

③教育・保育給付認定変更申請書(該当者のみ)

現在の利用内容(保育時間・保育事由・家庭状況等)を変更される場合は**必ず**ご提出ください。

④保育料等減免申請書(該当者のみ)

今年度中に新たにひとり親となられた方、障がいを持つ家族と同居を始めた方は、保育料等が減免される可能性がありますので、ご提出をお願いします。(既に提出済みの方については不要です)

市外への転出を予定されている方へ

ご連絡がないまま住民票を他市町に移されて、転出先自治体の保育所管部署から苦情を受けるケースが増えています。

本市に住民票がない方による本市の保育施設の利用は「広域入所」といい、同じ保育施設を継続してご利用いただく場合であっても、事前に転出予定先の自治体で「広域入所」のお手続きが必要になります。

市外に転出される場合には、住民票を移される前に必ず保育・幼児教育課までご連絡いただくとともに、転出予定先の自治体でお手続きいただきますようお願いいたします。

【発行・ご連絡先】鯖江市役所 2 階 保育・幼児教育課
TEL 0778-53-2225(直通)

